

541091

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)

変更報告書(7)

【根拠条文】

法第27条の25第1項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】(3)

クリアリー・ゴットフリード・スティーブン・アンド
ハミルトン外国法務法律事務所
弁護士 齊藤佳奈
東京都千代田区錦町3番2号
新霞が関ビル20階

【住所又は本店所在地】(3)

【報告義務発生日】(4)

平成17年10月11日

【提出日】

平成17年10月18日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1

【提出形態】(5)

その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	カブドットコム証券株式会社
会社コード	8703
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都中央区新川一丁目28番25号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	エヌビーホールディングスコーポレーション (NB Holdings Corporation)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 28255 ノースカロライナ州シャーロット NC1-007-20-01 ノース・トライオン・ストリート100 バンクオブアメリカ・コーポレートセンター (Bank of America Corporate Center, 100 North Tryon St. NC1-007-20-01, Charlotte, NC, 28255, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1993年11月30日
代表者氏名	ジェイ・チャンドラー・マーティン
代表者役職	エグゼクティブ・バイス・プレジデント
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 新霞が関ビル20階 クリアリー・ゴットリーブ・スティーブン アンド ハミルトン 外国法共同事業法律事務所 弁護士 斉藤佳奈
電話番号	03 (3595) 3911

(2)【保有目的】(9)

キャピタルゲインを得ることを目的とする純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	47,060		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 47,060	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 47,060		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月26日現在)	S 950,301
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	4.95%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.22%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年8月15日	株券	500株	処分	
平成17年8月16日	株券	500株	処分	
平成17年8月17日	株券	500株	処分	
平成17年8月18日	株券	500株	処分	
平成17年8月19日	株券	553株	処分	
平成17年9月26日	株券	10,000株	処分	179,190.00円
	株券	500株	処分	
平成17年9月27日	株券	500株	処分	
平成17年9月28日	株券	500株	処分	
平成17年9月29日	株券	500株	処分	
平成17年10月7日	株券	500株	処分	
平成17年10月11日	株券	500株	処分	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0円
借入金額計 (U) (千円)	0円
その他金額計 (V) (千円)	0円
上記 (V) の内訳	平成16年9月28日、株式1株を3株に分割する株式分割により22,752株を取得。 平成17年7月20日、株式1株を3株に分割する株式分割により49,504株を取得。
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0円

②【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that NB Holdings Corporation, a corporation organized and existing under the laws of the United States of America, with its principal office at Bank of America Corporate Center, 100 North Tryon St., NC1-007-20-01, Charlotte, NC 28255 U.S.A. (the "Company"), does hereby constitute, designate and appoint each of Messrs. Tsunemasa Terai and Taro Tsunoda, and Meses. Kana Saito and Makiko Kawamura, attorneys of Cleary Gottlieb Steen & Hamilton *Gaikokuho* Joint Enterprise Law Office, with its office at the 20th Floor, Shin-Kasumigaseki Bldg., 3-2 Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Local Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, certain reports set forth in Chapter II-3 (Disclosure of Information Concerning Holding of Large Amount of Share Certificates, etc.) of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies of the Reports in accordance with provisions of the Securities and Exchange Law of Japan, and to do any and all acts that any of said agents and attorneys-in fact deem necessary, incidental or appropriate to the performance of the foregoing powers herein granted.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by J. Chandler Martin, this 21st day of April, 2005.

NB Holdings Corporation

By: J. Chandler Martin
Name: J. Chandler Martin
Title: Executive Vice President

[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国法に準拠して設立され、存続する会社であり、アメリカ合衆国 28255 ノースカロライナ州シャーロット NC1-007-20-01 ノース・トライオン・ストリート 100 バンクオブアメリカ・コーポレートセンターに主たる事務所を有する、エヌビーホールディングスコーポレーション（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区霞が関三丁目 3 番 2 号新霞が関ビル 20 階所在のクリアリー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン外国法共同事業法律事務所の弁護士寺井庸雅、角田太郎、斉藤佳奈及び河村真紀子各氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第 2 章の 3「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書（「報告書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること、報告書の写しを日本国証券取引法の規定に従い送付すること、及び、同各代理人がこれらを履行するにあたり必要である、又は付随する、若しくは適切であると思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2005 年 4 月 21 日、ジェイ・チャンドラー・マーティンをして本委任状に適法に署名せしめた。

エヌビーホールディングスコーポレーション

_____ [署名]

氏名：ジェイ・チャンドラー・マーティン

肩書：エグゼクティブ・バイス・プレジデント

上記正訳致しました。

弁護士 斉藤佳奈